

岐阜県公報

号外 (五) 平成十九年 四月 一日

目次

規 則

岐阜県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則	(管財課)	一
岐阜県公有財産規則の一部を改正する規則	(同)	一

訓 令 甲

岐阜県財産評価委員会規程の一部を改正する訓令	(同)	二
岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令	(同)	三
岐阜県公有自動車管理規程の一部を改正する訓令	(同)	四
岐阜県職員宿舍の貸付料算定に関する規程の一部を改正する訓令	(同)	四
岐阜県公有財産事務処理規程の一部を改正する訓令	(同)	四

規 則

岐阜県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十四号

岐阜県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則

岐阜県職員宿舍管理規則(昭和三十二年岐阜県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「一般職の職員の給与に関する法律」を「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十三号)第二条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律」に、「法」を「旧給与法」に、「甲地」を「旧甲地」に、「及び法」を「及び旧給与法」に、「乙地」を「旧乙地」に改め、同項の表甲地の項中「甲地」を「旧甲地」に改め、同表乙地の項中「乙地」を「旧乙地」に改め、同表特別区、甲地及び乙地以外の地域の項中「甲地及び乙地」を「旧甲地及び旧乙地」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十四号の二

岐阜県公有財産規則の一部を改正する規則

岐阜県公有財産規則(昭和三十一年岐阜県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一条 第四条」を「第一条 第八条」に、「第五条 第十二条」を「第九条 第十二条」に改める。

第二章 公有財産の取得

第八条中「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同条第一号中「とき」の下に「新築に係るものを除く。」を加え、同条第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条の次に次の章名を付す。

第二章 公有財産の取得

第十五条中「第二百三十八条の第四項」を「第二百三十八条の第四第七項」に、「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同条第一号中「理髪所」を削る。

第十六条中「第二百三十八条の第四項」を「第二百三十八条の第四第七項」に改める。第十九条の二中「貸付け又は地上権の設定により行政財産を使用又は収益をさせる」を「法第二百三十八条の第二項から第四項までの規定により行政財産を貸し付け、又は行政財産に私権を設定する」に改める。

第二十四条に次のただし書を加える。
ただし、競争入札により普通財産の売払いを受けようとする場合は、この限りでない。

第二十七条第一項第五号中「不動産」を「財産」に改める。

第二十八条第二項の表教育長の項中「各養護学校長」を「各特別支援学校長」に改め、同表監査委員事務局長の項中「監査課長」を「監査第一課長」に改める。

別記第二号様式中「第238条の4第4項」を「第238条の4第7項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の岐阜県公有財産規則の規定により行われた行政財産の使用許可については、この規則による改正後の岐阜県公有財産規則の規定により許可が行われたものとみなす。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十七号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県財産評価委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県財産評価委員会規程の一部を改正する訓令

岐阜県財産評価委員会規程(昭和三十六年岐阜県訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「とき」の下に「新築に係るものを除く。」を加え、同条第二号中「とき」の下に「取り壊しに係るもの(知事が指定するものに限る。）」を削る。」を加え、同条第三号中「とき」の下に「重要又は異例なものに限る。」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項第一号から第三号までに掲げる場合において、審議する財産に関して契約を締結しようとするときは、委員会は、次の各号に掲げる事項を併せて審査することができ。

- 一 契約の内容に関する事項
 - 二 契約の方法に関する事項
 - 三 次に掲げる事項のうち該当する事項
 - ア 競争入札の場合 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - イ 随意契約の場合 契約の相手方に関する事項
 - 四 その他委員会が必要と認める事項
- 第三条第三項中「及び総務部管財課総括管理監」を「総務部管財課総括管理監及び総務部管財課保有施設管理監」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十八号

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令

岐阜県防火管理者規程（昭和三十六年岐阜県訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

別表産業技術センター機械・金属研究部の項を次のように改める。

機械材料研究所

関市小瀬

総務課長

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

別表中

古川建設事務所	飛驒市古川町上野	総務課長
県営白木町住宅	岐阜市白木町	
県営近の島住宅	岐阜市大福町	
県営加野住宅	岐阜市加野	
県営田神住宅	岐阜市五坪	
県営夕陽ヶ丘住宅	岐阜市夕陽ヶ丘	
県営藤江住宅	大垣市藤江町	
県営荒崎住宅	大垣市島町	
県営尾崎住宅	各務原市尾崎西町	
県営旭ヶ丘住宅	多治見市旭ヶ丘	
県営泉北住宅	土岐市泉ヶ丘町	都市建築部公共建築住

宅課長

を

古川土木事務所

飛驒市古川町上野

総務課長

県営宮代住宅
県営北方住宅

不破郡垂井町宮代
本巣郡北方町北方

萱場職員アパート	岐阜市萱場東町
日光町職員アパート	岐阜市日光町
鷺山職員アパート	岐阜市鷺山向井

を

鷺山

職員アパート

岐阜市鷺山向井

に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十九号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県国有自動車管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県国有自動車管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県国有自動車管理規程（昭和四十五年岐阜県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中、「出納長」を削り、同条第七号中「監査委員事務局監査課」を「監査委員事務局」に改める。

第四条第一項の表出納長の専用自動車の項を削る。

第五条第一項の表集中管理車の項中「管財課総括管理監」を「車庫長」に改め、出納長の専用自動車の項を削る。

別記第五号様式中「解 任 状」を「申 出 状」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第二十号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県職員宿舍の貸付料算定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県職員宿舍の貸付料算定に関する規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員宿舍の貸付料算定に関する規程（昭和四十九年岐阜県訓令甲第五号）の一

部を次のように改正する。

第二条第一項の表木造の項中「この表において「特別区」を「特別区」に、「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下この表において「法」という。）第十一条の第三第二項第一号」を「規則第二十一条第二項」に、「甲地の地域」を「旧甲地」に、「特別区を除く。以下この表において「甲地」を「以下「旧甲地」に、「法第十一条の第三第二項第二号」を「規則第二十一条第二項」に、「乙地の地域」を「旧乙地」に、「この表において「乙地」を「旧乙地」に、「甲地及び乙地」を「旧甲地及び旧乙地」に改め、同表組織造の項中「甲地」を「旧甲地」に、「乙地」を「旧乙地」に改める。

第四条第一項中「副知事及び出納長」を「及び副知事」に、「部（局）長」を「部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第二十号の二

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県公有財産事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県公有財産事務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県公有財産事務処理規程（昭和四十九年岐阜県訓令甲第十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「公有財産所管換協議書」を「公有財産所管換通知書」に改める。

第十五条中「貸付け又は地上権の設定により行政財産を使用又は収益をさせる」を「行政財産を貸し付け、又は行政財産に私権を設定する」に改める。

第二十条第四号中「誤り訂正」を「錯誤」に改める。

別記第一号様式中「公有財産所管換協議書」を「公有財産所管換通知書」に、「した

いので協議」を「行うので通知」に、「所管換希望年月日」を「所管換予定年月日」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年四月一日印刷
平成十九年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価
一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社